

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十八年七月十九日第一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年十一月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 小松 克 枝

第二号	取消番号
令和六年十一月十五日	指定の取消しの日 年 月 日
戸田市大字新曽字柳原四二七―一―地先まで	指定の取消しに係る道路の位置
七十六・四〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
二十・〇〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
幹線街路 三・四・九 旭町沖内線の一部	備考